平戸市教育委員会
学校教育課

新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒の出席停止及び臨時休業の判断基準について（R5.5.8 版）

令和５年５月８日以降、感染症法上の位置づけが２類から５類へ移行された新型コロナウイルス感染症における対応は、基本的にはインフルエンザ等と同様になりますが、下に示すようにこれまでのコロナ対応を引き継ぐ内容もありますのでご注意ください。

１．感染が確認された場合

〇感染者の出欠：出席停止　　期間は、発症翌日から５日間かつ軽快後１日程度

〇臨時休業：臨時休業の実施については、次のとおりとする。

（１）学校内で感染が広がっている可能性が高い場合（※1）
当該校の全部または一部の臨時休業（期間：１～３日）

（２）（１）以外の場合
臨時休業は行わず、学校教育活動を継続

※1 学校内で感染が広がっている可能性が高い場合の例

- 同一の学級において、概ね２日間（土日の感染を除く）に複数の児童生徒等の感染（家庭内感染を除く）が確認された場合
- 感染者の他に、未診断の発熱や咳等の症状を有する児童生徒が複数存在する場合
- 感染者が不特定多数との間で、近距離（マスク未着用）での接触が確認された場合
- その他、平戸市教育委員会が判断した場合

２．本人に未診断の発熱や咳等の症状がある場合（なるべく受診を勧めることが基本）

〇登校することに不安（保護者・本人）がある場合：出席停止
〇上記以外の場合：病欠

３．同居する家族等に未診断の発熱や咳等の症状が見られる場合

〇登校することに不安がある場合：出席停止

４．ワクチン接種の場合　※特例臨時接種として１年間延長するため、継続対応する。

〇ワクチン接種：出席停止
〇ワクチン接種による副反応：出席停止

５．その他

（１）県の感染段階レベル及び県立学校対策レベルを参考に教育活動を行う。
（２）学校対策レベル３の場合は、宿泊を伴う修学旅行、野外宿泊は延期等とする。